

岡崎市公契約条例とその取組について紹介します。



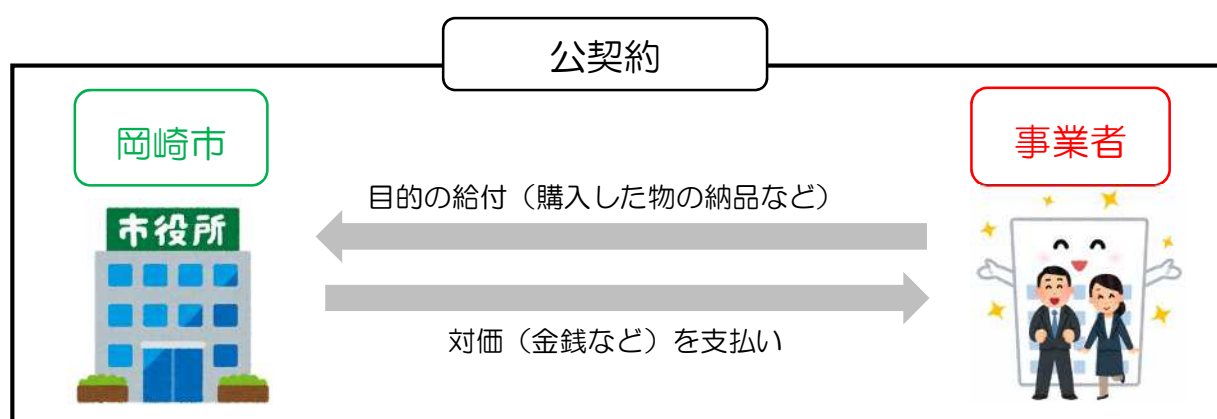
令和7年4月1日
岡崎市総務部契約課

岡崎市公契約条例とは

岡崎市と事業者が結ぶ、公契約（※）に関する条例です。

令和元年12月に制定、令和2年4月から施行しています。

※…市が契約した売買、請負などの契約で、市が契約の目的の給付（購入した物の納品、役務の提供など）に対して対価（金銭など）を支払うもの



条例の目的

公契約に関しての市と事業者の責務を明らかにし、以下の①～④を実現することを目的とします。

- ① 事業者等の安定した経営環境の確保
- ② 公契約に従事する労働者の適正な労働条件の確保
- ③ 市民サービスの充実と品質の確保
- ④ 事業者の取組の評価による社会的な価値の実現

市民生活の向上と
地域経済の健全な発展に寄与



基本方針

目的の実現のための岡崎市の取組についての基本方針を、以下のように定めています。

① 入札などの契約の手続きにおける透明性と公正性の確保

不正のない、適正で公正公平な契約の実施を図ります。

② 入札における最低制限価格と低入札価格調査制度の活用

適正に履行をすることが不可能な金額で契約されることの防止や、品質確保などができる入札を行います。

※ 最低制限価格制度は、入札価格の下限額を設定するもの。これを下回る入札価格の者は落札者となれない。

※ 低入札価格調査制度は、あらかじめ設定された価格を下回る入札価格の者が、最安（又は最高評価値）だった場合に、適正な契約履行が可能かどうか調査をするもの。

③ 直近の取引価格等の反映、見積による適正な予定価格

実勢価格を反映した予定価格を設定することで、入札参加者に負担を強いる安価な入札価格に誘導することや、過度な公費の支出が、行われないようにします。

※ 予定価格は、入札価格の上限額。これを上回る入札価格の者は落札者となれない。

④ 入札における総合評価落札方式の活用

入札価格以外の要素も考慮し契約することで、環境の保全などの社会的な価値の実現を図ります。

※ 総合評価落札方式は、入札価格とその入札者の評価点をもとに評価値を算出し、評価値が最も高いものを落札者とする方式。

⑤ 公契約に従事する労働者の労働環境の整備

労働者の適正な労働条件の確保など、労働環境の整備を図ります。

最新の地域別最低賃金は、厚生労働省ウェブサイト「地域別最低賃金の全国一覧」をチェック

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisa-kunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/

⑥ 市内事業者の受注機会の確保

地域経済の活性化、育成及び健全な発展のため、競争性の配慮をしつつ市内事業者の受注機会の確保に努めます。

労働環境確認措置について

公契約の事業者等に対し、適正な労働環境の整備等が図られているかを確認します（これを労働環境確認措置といいます。）。

※ 事業者等は、市と公契約を締結する者と、下請負者の両方を指します。

労働環境確認措置の対象となる公契約は、以下のとおりです。

契約種別	対象金額
工事	予定価格1億5,000万円以上
業務	予定価格1億5,000万円以上
PFI事業契約 (公共施設等運営事業の契約を除く。)	予定価格1億5,000万円以上
指定管理	指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出額が、1億5,000万円以上



労働環境確認措置の対象の公契約の事業者等は、労働環境報告書を市に提出する必要があります。

※ 一人親方（個人事業主）と、50万円未満の一部受注をした下請負者は、労働環境報告書の提出は不要です。

※ PFI事業契約で労働環境報告書の提出が必要となるのは、以下の者になります。

- ・ 選定事業者
- ・ 工事の請負（契約金額1億5,000万円以上）を受注した者
- ・ 上記工事に係る契約金額50万円以上の下請負者
- ・ 業務の委託（契約金額1億5,000万円以上）を受注した者

※ 指定管理で労働環境報告書の提出が必要となるのは、以下の者になります。

- ・ 指定管理者
- ・ 業務の委託（契約金額1億5,000万円以上）を受注した者

労働環境報告書

労働環境報告書について

雇用する労働者の労働環境等に関して、法令の内容を遵守しているか否かを、事業者等が○×で記入した報告書です。

事業者等が岡崎市に提出した労働環境報告書は、労働者が内容を確認できるよう、写しを現場事務所等に掲示又は配置することを事業者（元請等）へ依頼いたします。

報告書を労働者が確認することで、自身の労働環境等に法令違反がないかどうか、確認する材料の一つとしていただきます。



注意

労働環境報告書の質問項目の内容は、法令の内容を簡略に記載したものです。回答が「×」になっている場合や、「○」となっているが実態と違うと感じる場合でも、イコール法令違反とは限りません。

一人親方の処遇について、社員との違いや労災保険の適用などが、国土交通省のリーフレット「みんなで目指す クリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」で説明されています

一人親方として従事されている方は、リーフレットを御覧いただき、御自身の処遇に問題がないかどうか、御確認ください。

国土交通省ウェブサイト

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001448684.pdf>

労働環境報告書の内容に疑義があった場合―(1)

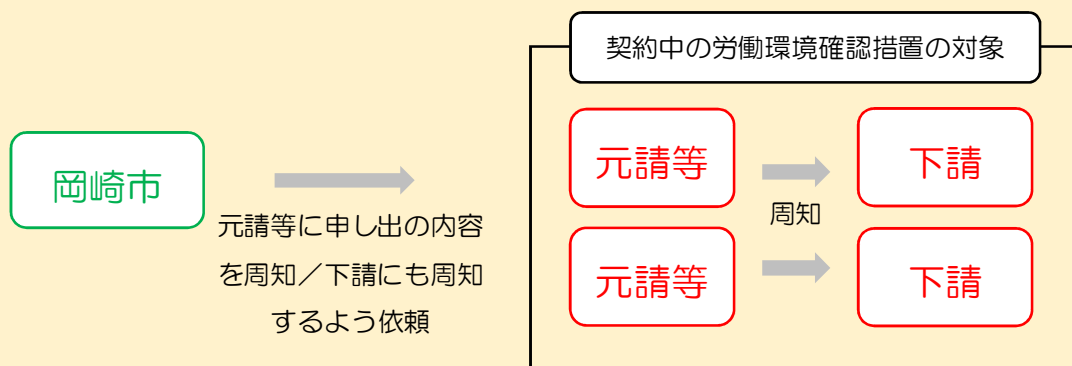
報告書の内容に疑義（記入内容と実態が違う）があった場合、労働者は以下の対応を御検討ください。

※ ①～③の番号は、優先度を示すものではありません。

① アンケートフォームから疑義の申し出

岡崎市が用意したアンケートフォームから、疑義の内容を選択式で申し出をすることができます（匿名）。

※ アンケートフォームへは、各現場で掲示等している「配布チラシ」からお入りください。
申し出があった場合、岡崎市は以下の対応をとります。



※ 疑義の内容以外の情報（契約名等）は周知しません。

② 雇用契約書の内容の確認

自身の労働環境等について、法令に違反していると思われることがあっても、実際には分かりづらい形で遵守されている可能性があります。

雇用契約書の内容を確認し、自身の労働条件等をお確かめください。

労働環境報告書の内容に疑義があった場合ー(2)

③ 「確かめよう労働条件」の確認

厚生労働省ホームページ「確かめよう労働条件」は、労働基準法等の基礎知識、相談窓口等の情報を発信し、労働条件に関する質問に答えるポータルサイトです。

アニメや**マンガ**を使用したコンテンツもあり、分かりやすく労働条件のことがまとめてあります。

「確かめよう労働条件」の概要

URL : <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

上記 URL は厚生労働省ホームページ「確かめよう労働条件」にリンクしております。

「確かめよう労働条件」では、おもに以下のページに分かれて解説、紹介を行っています。

- ・Q&A
- ・相談機関のご紹介
- ・法令・制度
- ・手軽に学ぶ
- ・しっかり学ぶ



Q&A では、労働者にとって気になる疑問が多数掲載されており、相談機関のご紹介では、「労働条件相談ほっとライン」や、「労働基準関係情報メール窓口」といった、電話、メールで手軽に相談ができる窓口も紹介されています。

その他、アルバイトの労働条件や、裁判例の紹介など、細かな解説や紹介のページが分かりやすくたくさん用意されていますので、気になる場合は一度御覧いただくことをお勧めいたします。

アンケートの御協力について

公契約に従事する労働者向けに、労働環境確認措置に関するアンケートフォームを用意しています。アンケートに御協力をお願いいたします。

提出していただいたアンケートは、今後、公契約条例や、労働環境確認措置の内容について、見直しをする際の検討資料となります。多くのアンケートをいただくことで、公契約条例の目的を達成するための、より効果的なやり方につながりますので、是非御協力をお願いいたします。

なお、「労働環境報告書の内容に疑義があった場合」にて記載のとおり、アンケートから、労働環境報告書の回答が実態と合っているかについて、回答することができます。アンケートを提出される前に、必ず「労働環境報告書の内容に疑義があった場合」を御一読ください。

アンケートフォームへは、各現場で掲示又は配布をしている「配布チラシ」からお入りください。



問い合わせ先

岡崎市総務部契約課

TEL0564-23-6067 FAX0564-23-6630